

建築士事務所の標識について

建築士事務所の開設者は建築士法により、その建築士事務所において公衆の見やすい場所に定められた様式の標識を掲げなければなりません。香川県建築士会では標識の製作を斡旋しておりますので、是非ご利用下さい。

◇価格 会員 7,000円 会員外 8,000円

◇材質 ポリスタイルA

◇寸法 縦 25cm × 横 40cm 厚さ 3mm

(お支払いは出来上がった標識の引渡し時に窓口でお願いします。郵送も出来ませんが送料をいただきます。)

.....

標 識 申 込 書

年 月 日

申込者住所

氏名

(印)

(事務所名称)	
登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 香川県知事登録 第 号
開 設 者	(氏名)
管理建築士	一級 (氏名) 二級 建築士 木造
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで